

大津町保育士等人材バンク設置運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）での就労を希望する者を支援し、保育所等における保育・教育等の担い手の確保に資するため、大津町保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象者)

第 2 条 人材バンクの登録対象者は、町内の保育所等において、保育士、保育教諭、幼稚園教諭、放課後児童支援員等（以下「保育士等」という。）として就労を希望する者であって別表第 1 に記載した資格等を持つ者のほか、町長が認めた者とする。

(登録の申込み)

第 3 条 人材バンクへの登録を希望する者は、大津町保育士等人材バンク登録申込書（様式第 1 号。以下「登録申込書」という。）に必要事項を記入し、同意書に同意の上、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により提出された登録申込書を審査の上、人材バンクへの登録を決定したときは、大津町保育士等人材バンク登録者名簿（様式第 2 号。以下「登録者名簿」という。）へ登録し、町内の保育所等の長（保育所等の長に委任された者を含む。）に限り、閲覧に供するものとする。

(登録内容の変更等)

第 4 条 前条第 2 項の規定により人材バンクへの登録を決定された者（以下「登録者」という。）は、登録した内容に変更が生じたとき又は登録を取り消したいときは、大津町保育士等人材バンク登録内容変更・取消届（様式第 3 号）により町長に届け出るものとする。

(登録の削除)

第 5 条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者名簿から削除するものとする。

- (1) 保育所等において保育士等としての採用が決まったとき。
- (2) 前条の規定により、人材バンクへの登録の取消しの届出があったとき。
- (3) 長期間にわたり理由なく連絡が取れないとき。
- (4) 登録者として不適格と認められる事実が発生したとき。

（登録の期間）

第 6 条 登録者の人材バンクへの登録の期間は、登録を決定した日から前条の規定により削除される日までとする。

（登録情報の提供）

第 7 条 登録者についての情報の提供を受けようとする保育所等の長は、大津町保育士等人材バンク登録者情報提供申込書（様式第 4 号）により、町長に申し込むものとする。

2 町長は、保育所等の長から前項の規定による申込みがあったときは、申込みに係る登録申込書の写しを提供するものとする。

（留意事項）

第 8 条 保育所等の長は、その責任において面接を行い、採用する際には児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童福祉施設の整備及び運営に関する基準その他の関係法令等に基づく基準を遵守しなければならない。この場合において、勤務条件等登録者と保育所等との合意によるものについては、町長はその責任を負わない。

2 保育所等の長は、前条第 2 項の規定により提供された登録申込書の写しを適切に管理し、利用を終了した際にはその都度適切に廃棄しなければならない。

（個人情報の保護）

第 9 条 人材バンクに登録された個人情報の取扱いに関しては、大津町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 9 号）に定めるところによる。また、第 7 条第 2 項の規定により登録申込書の写しの提供を受けた保育所等の長は、提供された個人の情報を他人に漏らし、又は本要綱に定める以外の目的に使用してはならない。

（庶務）

第 10 条 人材バンクに関する庶務は、子育て支援課において行う。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1 （第 2 条 関 係）

所有資格等	保育士（保育補助者）
	保育教諭
	幼稚園教諭
	小学校教諭
	養護教諭
	看護師（准看護師）
	子育て支援員
	放課後児童支援員